

# 第4次おおむた男女共同参画プラン

## 推進状況のまとめ

【令和5年度】



令和6年8月  
大牟田市

## 表紙のシンボルマークについて

作品:大藪 康代 さん

平成 15 年度に、本市が募集した「男女共同参画社会推進のためのシンボルマーク」の最優秀賞

男女が、手と手を取り合い協力し合い、ともに生きていく社会をイメージしています。

# 目 次

## 第1章 第4次おおむた男女共同参画プランの概要

1 プラン策定の趣旨	1
2 基本理念	2
3 基本目標	2
4 プランの位置づけ	2
5 プランの期間	3
6 SDGsと本市の取組み	3
7 プランの体系	4

## 第2章 第4次おおむた男女共同参画プランの推進状況

第4次おおむた男女共同参画プラン推進状況（令和5年度）◆表の見方◆	6
目標別実施状況	7
目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進 （施策の方向）	8
1 働く場における女性の活躍推進	8
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	10
3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	11
4 地域・社会活動における男女共同参画の推進	12
目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現 （施策の方向）	13
1 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援	13
2 生活上の困難や人権課題に直面した女性等の支援	16
3 生涯を通じた健康支援	17
4 防災・減災における男女共同参画の推進	19
目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり （施策の方向）	20
1 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進	20
2 学校教育における男女共同参画の推進	21
3 SDGsの推進と国際交流の促進	22

## 第3章 成果指標の推進状況

プラン達成のための指標の推進状況【令和5年度】	23
（付属資料）	
大牟田市における政策・方針決定の場への女性の参画状況	24
大牟田市男女共同参画センター相談件数	28
大牟田市男女共同参画推進条例	29
用語解説	34
大牟田市及び国内外の主な動き	36



# 第 1 章

## 第 4 次おおむた男女共同参画プランの概要

(第 4 次おおむた男女共同参画プランより抜粋)



## 1 プラン策定の趣旨

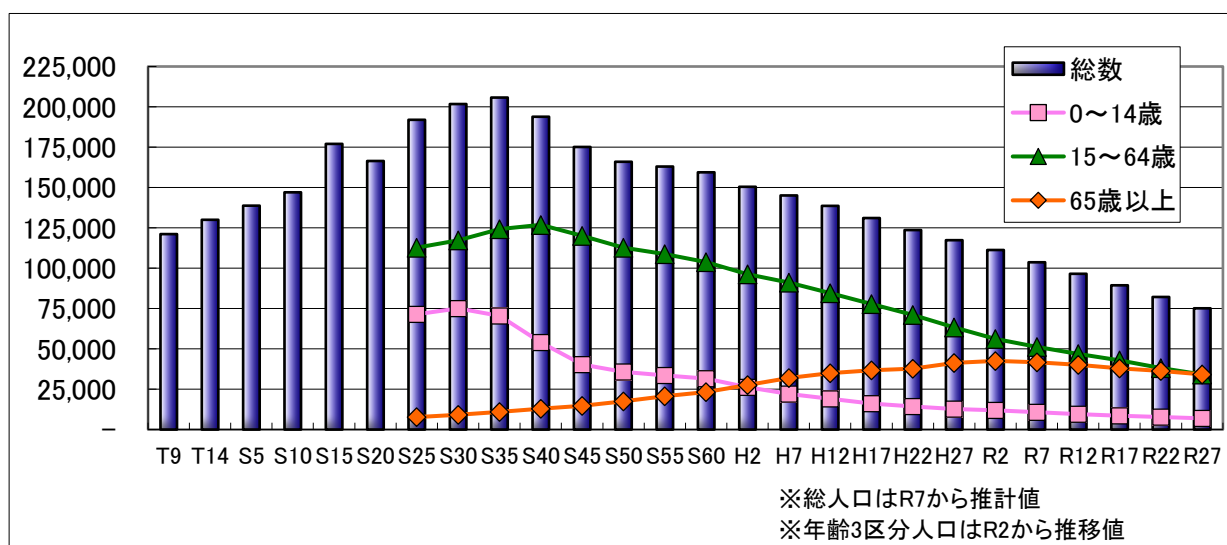
男女共同参画社会基本法では、市町村は、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要課題です。少子高齢化が進み人口減少社会に突入している我が国において社会の多様性と活力を高め経済が力強く発展していくためにも、何より男女間の実質的な機会の平等を担保する人権の観点からも男女共同参画社会の実現が必要です。

これまで、本市においては、「大牟田市男女共同参画推進条例」を定め、この条例の中で、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画計画を策定することを規定し、計画の策定と、計画に基づく施策の推進を行ってきたところです。

この度、平成 30(2018)年 3 月に策定した「第 3 次おおむた男女共同参画プラン」の計画期間が令和 4(2022)年度で終了するため、男女共同参画社会の実現に向けて、「第 4 次おおむた男女共同参画プラン（以下、「第 4 次プラン」という。）」を策定するものです。

大牟田市の人口の推移（総人口と年齢 3 区分人口）



出典：国勢調査（令和 2（2020）年）、国立社会保障人口問題研究所（H30（2018）年推計）

## 2 基本理念

「第4次プラン」では、「大牟田市男女共同参画推進条例」に基づいて、以下のことを基本理念として推進します。

### (1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

### (2) 社会制度や慣行の及ぼす影響についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的役割分担意識等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

### (3) 政策・方針の立案及び決定過程への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

### (4) 職場、学校、地域等の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。

### (5) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

## 3 基本目標

「男女が生き生きと暮らすまちの実現」をめざして、3つの目標を掲げました。

目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

## 4 プランの位置づけ

### (1) 「大牟田市男女共同参画推進条例」を踏まえ策定

### (2) 「大牟田市まちづくり総合プラン」等との整合性を図り策定

上位計画である「大牟田市まちづくり総合プラン」や市内の関係する個別計画と整合性を図り策定します。

### (3) SDGs や国・県の計画との整合性を勘案し策定

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を包括的に取り入れ、市の政策・施策を進め



る際の基本的な視点として、目標5「ジェンダー平等の実現」を位置付けられるようプランの推進体制の整備を図っていきます。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次福岡県男女共同参画計画」を勘案して策定します。

(4) 「DV防止法」に基づく本市の「基本計画」として位置づけ策定

「DV防止法」において、市町村は、国の基本方針に即し、都道府県の基本計画を勘案して、市町村の基本計画を定めるよう努めることが規定されています。

本市においては、「第4次プラン」に「配偶者等からの暴力の防止、被害者支援」に関する部分を設け、「DV防止法」に基づく本市の「基本計画」として位置づけます。

(5) 「女性活躍推進法」に基づく本市の推進計画として位置づけ策定

「女性活躍推進法」において、市町村は、国の基本方針及び都道府県の推進計画を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努めることが規定されています。

本市においては、「第4次プラン」に「あらゆる分野における女性の活躍推進」に関する部分を設け、「女性活躍推進法」に基づく本市の「推進計画」として位置づけます。

## 5 プランの期間

「第4次プラン」の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

## 6 SDGsと本市の取組み

SDGsは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもので、令和12(2030)年を期限とする包括的な17の目標とその下に細分化された169のターゲットで構成されています。

本市では、これまで、SDGsに基づいた様々な取組みやESDによる持続可能な社会を創る担い手の育成に取り組んできました。また、令和元(2019)年度には、本市がSDGsの達成に向けて提案した取組みが評価され、「SDGs未来都市」に選定されるとともに、国と協力しながら提案内容を具体化する3年間の「SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsに関する取組みを行っています。SDGsの全17の目標分野のうち、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、すべてのゴールに関わっており、本計画においても、あらゆる施策にジェンダーの視点を取り入れ、ジェンダー平等の実現をめざします。



## 7 プランの体系

目指すもの	目 標	施策の方向
<b>男女が生き生きと暮らしやすまじの實現</b>	<p style="text-align: center;"><b>I</b></p> <p>あらゆる分野における女性の活躍推進  <small>(女性活躍推進法に基づく推進計画 1~2)</small></p>	<p>1 働く場における女性の活躍推進</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>2 ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>4 地域・社会活動における男女共同参画の推進</p>
	<p style="text-align: center;"><b>II</b></p> <p>誰もが安全・安心に暮らせる社会の實現</p>	<p>1 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援  <small>(DV防止法に基づく基本計画)</small></p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>2 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>3 生涯を通じた健康支援</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>4 防災・減災における男女共同参画の推進</p>
	<p style="text-align: center;"><b>III</b></p> <p>男女がともに生きる社会の實現への意識づくり</p>	<p>1 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>2 学校教育における男女共同参画の推進</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>3 SDGsの推進と国際交流の促進</p>

## 具体的な施策

- (1) 男女の均等な雇用と待遇の確保
  - (2) 雇用の場における女性の育成・登用推進
  - (3) 再就職に向けた支援
  - (4) 農林水産業、商工業等の分野における女性の経営参画の促進
- 
- (1) 多様で柔軟な働き方の推進
  - (2) 仕事と生活が両立できる環境づくりの促進
- 
- (1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画推進
  - (2) 女性のエンパワーメントのための支援
  - (3) 男女共同参画を促進する市民活動への支援
- 
- (1) 地域団体等における意思決定への女性の参画促進
  - (2) 男女がともに参画する地域活動の促進
- 
- (1) 配偶者等に対する暴力を許さない意識づくり
  - (2) DV等に対する相談対応
  - (3) 被害者に対する支援
  - (4) 性別に起因する人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止
- 
- (1) 高齢者や障がい者、性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり
  - (2) ひとり親家庭や経済的困窮家庭への支援
- 
- (1) 生涯にわたる男女の健康支援
  - (2) 妊娠・出産期における女性の健康支援
  - (3) 適切な性教育の推進
- 
- (1) 防災・減災対策への男女共同参画の視点の取り入れ
- 
- (1) 性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消
  - (2) 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進
- 
- (1) 学校教育における男女共同参画教育の推進
  - (2) キャリア教育の充実
- 
- (1) SDGsの理解促進
  - (2) 国際交流の促進と在住外国人への支援



## 第 2 章

### 第 4 次おおむた男女共同参画プランの推進状況



## 第4次おおむた男女共同参画プラン推進状況（令和5年度）

### ◆表の見方◆

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
				★		

★「取組評価」欄は、令和5年度中に実施した取組について、下記a～dで評価しました。

#### 【評価】

- a：プラン目標に沿った事業展開ができた。
- b：プラン目標に沿った事業展開がある程度できた。
- c：プラン目標に沿った事業展開はできなかったが、今後は実現する予定である。
- d：プラン目標に沿った事業展開はできなかった。今後も実現するのは困難である。

### 目標別実施状況(5年度):全体

目標及び施策の方向 評価項目	取組評価区分				
	項目数	a	b	c	d
<b>目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進</b>	<b>21</b>	<b>7</b>	<b>13</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
1 働く場における女性の活躍推進	10	5	5	0	0
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	4	0	4	0	0
3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	4	2	2	0	0
4 地域・社会活動における男女共同参画の推進	3	0	2	1	0
<b>目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現</b>	<b>29</b>	<b>19</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
1 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援	16	13	3	0	0
2 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援	4	2	2	0	0
3 生涯を通じた健康支援	6	3	3	0	0
4 防災・減災における男女共同参画の推進	3	1	2	0	0
<b>目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり</b>	<b>13</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
1 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進	6	4	2	0	0
2 学校教育における男女共同参画の推進	4	4	0	0	0
3 SDGsの推進と国際交流の促進	3	3	0	0	0
<b>5年度実績計(全事業数:63事業)</b>	<b>63</b>	<b>37</b>	<b>25</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
<b>割合 (%)※1</b>	<b>100%</b>	<b>58.7%</b>	<b>39.7%</b>	<b>1.6%</b>	<b>0.0%</b>

※1 表中の比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。



## 目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

### 【施策の方向】 1. 働く場における女性の活躍推進

#### (1) 男女の均等な雇用と待遇の確保

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
1	男女雇用機会均等法の広報啓発	国・県等関係機関と連携・協力して、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度等の周知のための広報を行います。	国・県等関係機関と連携・協力して、労働契約法の一部改正、育児・介護休業制度等の周知のため、チラシ等の設置やホームページ(1件)掲載により行いました。	b	21	福祉課 (障害福祉担当)

#### (2) 雇用の場における女性の育成・登用推進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
2	女性活躍推進のための啓発	国や県と連携し、企業や事業所、行政関係に対して、広報おおむたやホームページ等により、女性の積極的登用等に関する啓発を行います。	商工会議所、産業振興課を通じて市内企業、南筑後農業協同組合などの各団体等に、国やあすばる(県)、関係機関からの女性活躍推進に関する様々な事業の情報提供を行いました。また、ホームページ等を活用するなど啓発を行いました。	a	21	人権・同和・男女共同参画課
3	女性職員の登用推進	意識改革を進める研修・啓発の推進により、慣行等によって生じた性別役割分担的な古い意識を払拭しつつ、性別にとらわれない職務経験による女性職員の能力開発を行いながら、管理職及び監督職への新規登用について、積極的に取り組みます。	○管理・監督職への女性の登用状況 部長級 1名 副部長級 3名 課長級 9名 副課長級 5名 主査級 67名 副主査級 2名 ○管理職に占める女性の比率 14.5% ○監督職に占める女性の比率 29.5% (数値は令和6年4月1日現在)	b	21	人事課
4	女性職員の職域拡大	人事異動を行っていく中で、有効な能力開発を図りながら、従来の業務分野等にとらわれることなく、女性職員の新たな職域への配置について、積極的に取り組みます。 将来の管理監督職候補となるべき職員の育成を図るため、男女で偏りが無いよう、多様なポストへ積極的な配置に取り組みます。	人事異動の際には、適材適所及び職員の能力開発などを考慮するとともに、引き続き、女性職員のあらゆる分野への配置についても、積極的に取り組み、国・市に1名ずつ女性職員の派遣を行いました。	a	21	人事課
5	国・県等が実施する職業能力開発講座等に関する情報提供	久留米職業訓練センターなどが実施するパソコンや簿記など職業能力を開発する講座の開催並びに参加募集について、広報おおむたやホームページ、SNS等に掲載し、市民に対して情報提供を行います。	久留米職業訓練センターなどが実施するパソコンなど職業能力を開発する講座等の開催並びに参加募集について、チラシ等の設置や広報おおむた(11件)、ホームページ(3件)に掲載し、市民に対して情報提供を行いました。	b	21	福祉課 (障害福祉担当)

## (3) 再就職に向けた支援

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
6	就労に関する情報提供及び支援	ハローワークの求人情報を掲示板に張り出して、就職の情報提供を行います。また、県等が開催する就職に向けたセミナー等の広報や県との連携による子育て女性等就業相談を実施します。	ハローワークの求人情報を概ね2週間ごとに更新し、掲示板に張り出して就職の情報提供を行いました(毎回14事業所程度)。また、県等が開催する就職に向けたセミナー等の情報についてチラシ等の設置や、広報おおむた(1件)ホームページ(1件)掲載し、県との連携による子育て女性等就業相談(6件)を実施しました。	b	22	福祉課 (障害福祉担当)

## (4) 農林水産業、商工業等の分野における女性の経営参画の促進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
7	女性の参画を促進するための啓発(商工業)	商工会議所と連携して、商工業等の分野における女性の参画を促進する啓発を行います。	市策定の創業支援等事業計画(H27年5月認定)に基づき、創業支援事業者(大牟田商工会議所)と連携した女性のための創業セミナーを開催し、商工業等の分野における女性の参画を促進するための啓発を行いました。【R5年9月、7名参加】	b	22	産業振興課
8	女性の参画を促進するための啓発(農・漁業)	農・漁業組合等における方針等の決定の場への女性の参画が促進されるよう、関係者や農・漁業者に対して意識啓発を図ります。	農・漁業組合等における方針等の決定の場への女性の参画が促進されるよう、会議の場で意識啓発を行いました。【大牟田市認定農業者協議会総会で、女性農業者が議長に選出されました。】	a	22	農林水産課
9	女性の参画を促進するための啓発(農業委員)	農業委員会と連携しながら、女性農業委員の登用が促進されるよう、積極的に啓発を行います。	農業委員会と連携しながら、女性農業委員の登用が促進されるよう改選募集の実施前、農業者団体の会合に出向き、男女共同参画の重要性について説明を行い啓発を行いました。【令和5年度の改選で、9人中3名の女性が農業委員へ登用されました。】	a	22	農林水産課
10	家族経営協定など女性の経営参画の推進	農業委員会と連携しながら、農業者に家族経営協定についての啓発を行います。	農業委員会と連携しながら認定農業者協議会の会合時、家族経営協定について情報提供を行い啓発を行いました。	a	22	農林水産課

【施策の方向】 2. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 多様で柔軟な働き方の推進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
11	働き続けやすい雇用環境づくりに向けた情報提供	国、県等関係機関と連携し、テレワーク等の導入等、新しい生活様式を踏まえた多様な働き方について、事業所等へ情報提供を行います。また、女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会の提供等の広報を行います。	国、県等関係機関と連携し、テレワーク等の導入等、新しい生活様式を踏まえた多様な働き方について、事業所等への情報提供について、チラシの設置や広報おおむた(1件)、ホームページ(3件)掲載により行いました。また、女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会の提供等の広報をチラシの設置やホームページ(1件)掲載により行いました。	b	24	福祉課 (障害福祉担当)
12	市における男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進	子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、男性職員の育児のための連続休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みます。	配偶者出産休暇:100% 育児参加休暇:88.2% ・・・男性職員の子育て目的の特別休暇の取得率:94.1%	b	24	人事課

(2) 仕事と生活が両立できる環境づくりの促進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
13	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進のため、国・県や関係機関・団体と連携し、講演会等の事業を開催するとともに、広報おおむたやホームページ等を活用し、市民や事業者等に啓発を行います。	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)推進のため、働き方改革関連記事についてチラシ等の設置や広報おおむた(2件)、ホームページ(5件)掲載により周知を行いました。ワークライフ・バランスや男女共同参画について、国や県等と連携し、広報おおむた(6月15日号)、市ホームページ等に掲載するとともに、男女共同参画パネル展(7月6～12日イオンモール大牟田、7月13～19日ゆめタウン大牟田)を実施しました。また、国、県等と連携し、講演会等の案内を行うなど周知に取り組みました。	b	24	福祉課 (障害福祉担当) 人権・同和・男女共同参画課
14	仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進	働きながらでも安心して子育てができる環境づくりに向けて、大牟田市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い教育・保育の提供や、多様な保育サービスの充実に取り組みます。	第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育事業、病児・病後児保育事業など、子ども・子育て支援の多様な取組を実施しました。放課後児童健全育成事業では、学童保育所・クラブの待機児童の解消に向けて、三池、銀水、天領校区で学童保育所の整備に取り組みました。	b	24	子ども育成課

【施策の方向】 3. 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

(1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画推進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
15	審議会等委員への女性の参画推進	審議会等委員への女性の参画を推進するため、委員任命に当たっては「大牟田市審議会等の設置運営及び公開に関する要綱」に基づき、関係部局と事前協議を徹底するなど適切、効果的な運用を行います。	審議会等の委員任命に当たっては、関係部局と事前協議をするなど適切な運用を行いました。 審議会等の委員任命に当たっては、要綱に基づき、関係部局との事前協議を総合政策課(所管課)と連携し、女性登用率向上に努めました。審議会等委員への女性登用率は、35.2%と前年度より1.3ポイント上昇しました。	b	26	総合政策課 人権・同和・男女共同参画課
16	女性人材リストの充実・活用	審議会等委員への女性の参画を推進するため、大牟田市内外で活動し、市政に関心があり、審議会等に参加する意欲のある女性の人材リストを作成し、その情報を提供します。	「女性人材リスト登録者募集」のチラシやポスターを公民館等へ配置し、広報おおむた(12月1日号)やホームページへ掲載するなど広く登録者を募りました。また、庁内掲示板に登録情報を掲載しリストの利用促進を図りました。リスト登録者は、新規登録者が1名、更新者14名中9名の方が更新され32名となりました。その中から延23名の方が審議会委員へと登用されました。	b	26	人権・同和・男女共同参画課

(2) 女性のエンパワーメントのための支援

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
17	人材育成のための学習機会の提供(プラネットおおむた事業)	方針決定の場や団体活動等の中で、必要な知識・技術について、女性のエンパワーメント(力をつけること)のため、県等の開催する研修会への派遣や、学習情報の提供等を行います。	市政参加推進ネットワークプラネットおおむたの会員へ、福岡県あすばる男女共同参画フォーラムのチラシや各種研修の案内を送付し、学習機会の情報提供を行い、知識等の向上のための支援を行いました。	a	26	人権・同和・男女共同参画課

(3) 男女共同参画を促進する市民活動への支援

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
18	市民活動への支援	男女共同参画の推進に取り組む市民団体等の自主的な活動を促進するため、活動に係る助言や広報、情報提供等を行うとともに、ネットワーク形成へ向けて支援を行います。	男女共同参画の推進に取り組む市民団体等の自主的な連続講座開催や啓発事業を促進するため、活動に係る助言、広報等掲載など支援を行いました。また、市内各団体から推薦による実行委員会を設置し、講演会を実施するなどネットワーク形成に向けて支援しました。	a	26	人権・同和・男女共同参画課

【施策の方向】 4. 地域・社会活動における男女共同参画の推進

(1) 地域団体等における意思決定への女性の参画促進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
19	地域団体等における各種研修を通じた女性の人材育成及び活用	地域団体等が参加する各種研修等において地域活動を行う女性の人材発掘や育成、活用のための啓発を行います。	大牟田市校区コミュニティ研究大会の開催に際し、女性の人材発掘や育成につながるよう男女共同参画についての問題提起を行いました。その結果、大牟田市校区コミュニティ研究大会では、司会進行役は女性が務めることとなり、啓発が進んできていると考えられます。 公開講演会等を開催する際には、市政参画推進ネットワークプラネットおおむた事業等を活用し、情報提供を行い参加促進を図りました。女性団体等が実施する事業の共催等を行い事業を通して人材発掘・育成に取り組みました。	b	29	地域コミュニティ推進課 人権・同和・男女共同参画課

(2) 男女がともに参画する地域活動の促進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
20	男女がともに参画する地域・社会活動の促進	地区公民館で活動するサークルへ、様々な機会をとらえて男女が共に参画する地域活動について啓発を行います。	地区公民館の文化祭等においては、男女がともに実行委員会等に参画し、企画運営を行うことの支援を継続して行っている。(令和5年度は4年ぶりに7地区公民館全館が開催できた。) 国が定めた「男女共同参画週間」(毎年6月23日～29日)や福岡県の「男女共同参画の日」(毎年11月第4土曜日)について、広報おおむたやホームページに掲載するとともに、国・県等のポスター・チラシを市公共施設等に配置しました。また、大牟田市男女共同参画センター情報誌「レインボー」(3月発行)、各種講演会や事業の案内など様々な機会を捉えて、周知・啓発を行いました。	b	29	生涯学習課 人権・同和・男女共同参画課
21	女性のスポーツ活動の推進	地域における女性のスポーツ実施意欲を向上させる取り組みや、働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用した運動・スポーツ活動を促進し、スポーツ実施率の向上を図ります。	女性が気軽にスポーツを実施しやすい環境の整備について、具体的な取り組みには至りませんでした。	c	29	スポーツ推進室

## 目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

### 【施策の方向】 1. 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援

#### (1) 配偶者等に対する暴力を許さない意識づくり

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
22	配偶者等に対する暴力を許さない意識づくりに向けた啓発	配偶者等に対する暴力を許さない意識づくりに向け、広報おおむたやホームページ等により啓発を行います。	「女性に対する暴力をなくす運動」(内閣府:11月12日～25日)にあわせ、広報おおむた(11月1日号)や市ホームページにDV防止に関する記事を掲載しました。また、女性団体と連携し市庁舎をパープル・ライトアップするとともに、パープルツリーを市役所及び中央地区公民館に設置し、周知・啓発に取り組みました。大牟田市男女共同参画センター情報誌「レインボー」(3月発行)に女性に対する暴力をなくす運動期間の取組みや相談窓口を掲載し啓発を行いました。	a	33	人権・同和・男女共同参画課
23	配偶者等に対する暴力を許さない意識づくりに向けた学習機会の提供	配偶者等からの暴力(DV)防止に関する理解を深めるために、講座等を開催します。	配偶者等からの暴力(DV)防止に関する理解を深めるために、男女共同参画パネル展(7月6～12日イオンモール大牟田、7月13～19日ゆめタウン大牟田)を開催し、デートDVに関する資料を展示しました。また、男女共同参画センター情報誌「レインボー」(3月発行)にデートDVの記事や相談窓口等を掲載し、周知・啓発に取り組みました。	a	33	人権・同和・男女共同参画課

#### (2) DV等に対する相談対応

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
24	相談窓口や支援機関等の周知	DV等の相談窓口の所在や支援機関等について、周知を図るため、広報おおむたやホームページ、DV情報カード、ポスターを公共施設や商業施設等に設置します。	DV情報のカードやポスターを作成し、商業施設、医療機関及び地区公民館等の公共施設に設置し、広報おおむた(11月1日号)、市ホームページや大牟田市男女共同参画センター情報誌「レインボー」(3月発行)に相談窓口や支援機関等を掲載し周知を図りました。 相談件数:197件	a	33	人権・同和・男女共同参画課
25	相談体制の充実	相談者に対する適切な支援を行うため、女性相談員を配置し、専用電話を設け、関係機関と連携し、各種相談に対応します。また、相談員の資質向上に努めます。	相談者への適切な支援のため、相談員の配置、専用電話の設置を行い、庁内及び福岡県女性相談所等関係機関と情報を共有することにより支援の方向性などの連携を図り、各種相談の対応に努めました。 また、相談員については県等が主催する研修会や連携会議へ参加することにより、資質の向上に努めました。 相談件数:197件	a	33	人権・同和・男女共同参画課

## (3) 被害者に対する支援

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
26	被害者の安全確保と自立に向けた情報提供	被害者の緊急避難が必要な際に、一時保護施設への入所などケースに応じた支援や迅速かつ適切な保護を行いました。また、被害者の自立に向けた情報提供や助言等の支援を行います。	DVIについての相談を年間52件受け、その内緊急に避難が必要な2件を避難場所(シェルター)へ移送するなど、被害者の態様に応じた適切な支援を行いました。また、被害者の自立に向けて、庁内や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、住居等や生活支援などの情報提供や相談対応を行いました。	a	33	人権・同和・男女共同参画課
27	被害者への住居支援	市営住宅の抽選に際し、申込者本人が配偶者からの身体的暴力等を受けているDV被害者である場合には抽選倍率を優遇します。	DV被害者には抽選玉を1個追加して2個での抽選を行います。年3回の募集;募集戸数107戸に対し、応募総数159人、該当応募者数 1人	a	34	建築住宅課
28	被害者の自立に向けた支援	DV等から保護した母子を母子生活支援施設へ措置入所させ、母子の安全を確保し、精神的に支えるとともに、生活基盤の安定及び自立に向けた支援を行います。	DV等の被害の相談支援を行いましたが、母子生活支援施設へ措置した母子はありませんでした。県内の市を対象に措置の状況調査を行い、情報を共有しました。	a	34	子ども家庭課
29	被害者への生活支援	関係課及び関係機関との連携を図り、被害者からの生活保護の相談及び申請に基づき、実態調査を実施した上で保護を決定し、経済的な支援を中心に援助を行います。	令和5年度はDV被害者からの相談及び生活保護の開始はありませんでしたが、相談があった場合は関係課との連携を図り対応しています。また、生活保護開始時の調査の一つである扶養協議については、状況に応じて実施しないなどの対応を行っています。	a	34	保護課
30	犯罪被害者等支援に関する広報・啓発事業	二次被害の防止、犯罪被害者等への支援の必要性について市民等の理解を深めるため広報及び啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年4月1日施行の「大牟田市犯罪被害者等支援条例」について、市HPへ掲載し周知を図っています。</li> <li>・売り上げの一部が福岡県犯罪被害者支援センターに寄附される飲料の自動販売機を設置し、犯罪被害者等の支援に関する周知・啓発を図っています。令和5年(1~12月)の寄附額は44,802円でした。</li> <li>・窓口において、犯罪被害者等支援のポスターを掲示したほか、パンフレット等を配置し、周知啓発を図っています。</li> </ul>	b	34	生活安全推進課
31	犯罪被害者等見舞金支給事業	犯罪被害者等に対し、経済的な負担の軽減等を目的に、支給規則に基づき見舞金(遺族見舞金:30万円、傷害見舞金:10万円)を支給します。	・犯罪被害者の遺族より見舞金の支給申請(1件)があり、支給規則に基づき、遺族見舞金30万円を支給しました。	a	34	生活安全推進課
32	犯罪被害者等支援相談事業	犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。また、庁内関係部署から成る庁内連携体制(会議体)を構築し、犯罪被害者等へ必要な情報・支援を効果的・効率的に届ける体制を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大牟田警察署の仲介により、犯罪被害者の遺族から、犯罪被害者等支援条例の対象となるかどうかの相談があり、支援内容等について説明を行いました。</li> <li>・庁内関係部署から成る庁内連携体制(会議体)の整備については、考え方や体制について検討し、方向性については整えたが、具体的な会議体の構築までは至りませんでした。</li> </ul>	b	34	生活安全推進課

## (4) 性別に起因する人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
33	青少年健全育成のための有害環境浄化	書店等の販売業者に対し、青少年の健全育成上好ましくない有害図書類の陳列及び閲覧防止の要望書の配布を行い、県条例が適切に運用されているかについての立入調査を行います。	書店等87店舗に要望書を配布し、87店舗の立入調査を行いました。	a	34	生活安全推進課
34	人権侵害防止のための啓発	人権尊重の理念や社会制度の理解促進に関する研修会・講演会等の開催及び広報啓発を行います。性別に起因する様々な人権侵害についての相談窓口について周知・啓発を行います。	人権についての意識啓発を図るとともに、相談窓口等の周知のため、ホームページや広報おおむたを活用した活動を行いました。 広報おおむた掲載回数:21回 また、LGBTをテーマとした人権フェスティバルを開催しました。 実施日:R5.12.16(土) 講師:荒牧明楽さん(OVER THE RAINBOW代表) 参加者:250人	a	35	人権・同和・男女共同参画課
35	苦情処理制度の適切な運用と啓発	市が行う男女共同参画に関する施策への苦情及び市内で生じた性別による差別的取扱い等についての救済の申出に対し、適切且つ迅速に処理をします。また、制度の市民への普及・啓発に努めます。	男女共同参画推進条例に基づく、苦情等の申出の制度についての記事を広報おおむた(2月1日号)やホームページ、大牟田市男女共同参画センター情報誌(3月発行)に掲載、地区公民館など公共施設へポスターを掲示するなど普及、啓発に取り組みました。なお、男女共同参画推進条例に基づく苦情等の申出はありませんでした。	a	35	人権・同和・男女共同参画課
36	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組みの広報啓発	国・県等関係機関が実施するセクシュアル・ハラスメントにかかる労働相談会等の広報を行います。	国・県等関係機関が実施するセクシャル・ハラスメントに係る労働相談会等の広報について、チラシの設置や広報おおむた(2件)、ホームページ(2件)掲載により行いました。	b	35	福祉課 (障害福祉担当)
37	教職員の不祥事防止研修の充実	市立小・中・特別支援学校全てにおいて、不祥事防止(モラル研修)の研修会を年4回実施します。セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口を学校教育課に設置し、校長研修会等での周知・啓発に努めます。	市立小・中・特別支援学校全てにおいて、不祥事防止(モラル研修)の研修会を年4回実施しました。セクシャルハラスメントの相談窓口を学校教育課に設置し、校長研修会等での周知・啓発に努めました。	a	35	学校教育課



【施策の方向】 2. 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

(1) 高齢者や障がい者、性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
38	健康福祉総合計画等に基づく施策の推進	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種事業を、男女共同参画の趣旨を踏まえて推進します。	大牟田市健康福祉総合計画(令和3年度～令和8年度)において掲げた事業について、枠組みにとられない「地域共生社会」の実現の為、男女共同参画の趣旨を踏まえ、横断的な視点で進捗管理を行いました。	b	37	福祉課 (総務企画担当)

(2) ひとり親家庭や経済的困窮家庭への支援

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
39	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関において修業する場合、その修業年限のうち一定期間について給付金を支給し、資格取得及び就労を支援します。	ひとり親家庭の母又は父の資格取得と就職を支援するため、経済的給付を行いました。 訓練促進給付金30名 終了支援給付金11名	a	37	子ども家庭課
40	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力開発のための教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成します。	ひとり親家庭の母又は父の資格取得と就職を支援するため、事業内容の説明を行い、相談を受け付けました。 相談件数 1名 給付者 0名	a	37	子ども家庭課
41	生活困窮者の自立に向けた各種生活支援	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対して、包括的に相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携しながら支援を行うことで自立の促進を図ります。また、ひきこもりなど窓口へ出向けない人に対しては、訪問等(アウトリーチ)による支援の充実を図ります。	大牟田市健康福祉総合計画に基づき、関係機関と連携し、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業、就労準備支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業の各種支援を準備し、包括的で身近な相談体制のもと、男女共同参画の趣旨を踏まえて、情報提供や助言、支援機関との連絡調整を行いました。	b	37	福祉課 (地域支援担当)

【施策の方向】 3. 生涯を通じた健康支援

(1) 生涯にわたる男女の健康支援

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
42	女性の健康力推進(乳がん・子宮頸がん検診)	乳がん、子宮頸がん等の受診率向上に努め、がんの早期発見を徹底することで、早期治療につなげ、がんを含めた生活習慣病全体の予防を図ります。	集団がん検診で、女性医師や技師が対応するレディースデー(子育て応援デーを兼ねる)を5回実施しました。R5年7月に子宮頸がん検診対象者423人、乳がん検診対象者579人へ無料クーポン券引き換えハガキを送付し、申請者にクーポン券を交付し、11月に子宮頸がん検診と乳がん検診無料クーポン券未利用者へ受診勧奨ハガキを送付しました。新型コロナウイルス感染症の影響も限定的になりつつあり、全体の受診者数及び受診率も改善がみられています。	b	38	健康づくり課
43	食育に関する実践力の向上(食育普及啓発事業)	「大牟田市健康福祉総合計画(令和3年度～令和8年度)」に基づき、食育普及啓発事業を行い、主食・主菜・副菜をそろえて1日2回以上毎日食べる市民を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育フェアが4年ぶりに開催となり、減塩・野菜摂取、バランスの良い食事についての周知・啓発を行いました。出張ミニミニ食育フェスタを三川地区公民館で開催、29名の参加があり、バランスのとれた食事やだしの取り方、食品ロス、地産地消などの講話を行い、食育の普及啓発を行いました。</li> <li>・10月～11月に食育アドバイザー講座を実施、食のボランティアの育成と食改善等ボランティア団体に対する支援を行いました。</li> <li>・通年にわたり離乳食教室を実施するなど、乳幼児から高齢者まで、各ライフステージに応じた健康講座や料理教室を実施しました。</li> <li>・福岡県で実施している「TRY!スマソる?」の料理教室を開催し、減塩とバランスの良い食事の周知啓発を行いました。</li> </ul>	b	39	健康づくり課
44	健康づくり関係団体への支援	大牟田地域健康推進協議会や食生活改善推進員協議会等関係団体と連携を図るとともに、支援を行い、地域での健康づくりの取組みを促進します。	大牟田地域健康推進協議会は、9月に「大牟田みんなの健康展」を開催しました。食生活改善推進員協議会は、健康展での食育に関する展示、野菜350g計量体験コーナーなどを実施しました。さらに「フレイル予防・減塩料理」に関する料理動画を作成しました。校区まちづくり協議会と連携して健康講座・料理教室を行いました。	b	39	健康づくり課

## (2) 妊娠・出産期における女性の健康支援

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
45	妊婦健康診査の推進	妊娠の届出時に、14回分の妊婦健康診査受診券を交付し、経済的負担の軽減を図ります。妊娠期間を健康で安全に過ごし、安心して出産を迎えるためには、妊婦が必要な医学的検査を受けることと、妊婦や家族の出産に向けた心構えも大切です。妊娠の週数に応じた健診を受診できるように、早期の妊娠の届出を促し、母体と胎児の健康管理の充実をめざします。	福岡県下統一の妊婦健診14回分を公費で負担しました。妊娠届時に保健指導や助言等を行い、定期受診勧奨を行いました。	a	39	子ども家庭課
46	産前・産後サポート事業（パパ・ママ育児専科）の推進	出産前後は、女性にとって身体的な変化が大きく、心理的にも非常に不安定な時期です。妊産婦及び家族等に対する個別の相談支援や、参加型事業による仲間づくり等を行います。また「パパ・ママ育児専科」では、妊婦体験等により、男性のパートナーに対する理解や共感の意識を醸成して夫婦の絆を深めるとともに、子育てへの不安を軽減できるように支援します。	パパ・ママ育児専科を年に6回実施し、51組106人が参加しました。開催に関しては、感染予防対策徹底の上、地域の助産師等を講師とし、出産についての講話や妊婦体験、沐浴、衣類の着せ替えなどの実技を行いました。	a	39	子ども家庭課

## (3) 適切な性教育の推進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
47	学校教育における適切な性教育の推進	各教科・領域等の指導を通して、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を推進します。特に、若年者層に広がる「デートDV」等に対応するため、小学校高学年や中学校の性教育、人権教育の充実を図ります。	小・中学校において、性教育を教育指導計画に位置づけ、各教科・領域等の指導を通して、児童生徒の発達段階に応じた指導を推進しています。特に、若年者層に広がるデートDV等に対応するため、小学校高学年や中学校の性教育、人権教育の充実を図り、命の大切さや男女が協力することの意義、ネット・SNS等でのトラブル防止などについて指導しています。	a	39	学校教育課 指導室

【施策の方向】 4. 防災・減災における男女共同参画の推進

(1) 防災・減災対策への男女共同参画の視点の取り入れ

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
48	女性消防団員の確保	令和4(2022)年4月1日現在の女性消防団員数は41名であり、全団員数の5.9%を占めています。国(第5次男女共同参画基本計画)が掲げる当面の目標値5.0%以上を維持するため、毎月の分団長会議において団員の増減数を示し、加入促進事業に対する関心を高め、女性消防団員の加入促進を図ります。基本団員としての活動のほか、火災予防活動や応急手当講習等、幅広い分野での活躍を担います。	毎月の分団長会議において女性団員増減数を示し共通認識を図るとともに、女性分団と団本部において女性消防団の活躍の場の創出・活性化について協議を行いました。 実績:令和6(2024)年4月1日現在の女性消防団員数30名 (全消防団員数の約5.1%)	b	41	消防本部 総務課
49	男女がともに参画する火災予防啓発活動	婦人防火クラブなど女性住民を中心とした防災訓練や幼年消防クラブ員、小中学生を対象とした親子防災訓練などを通し、家庭での火災予防啓発や男性と女性が共に参画した防災訓練等を定期的に行い、家庭や地域における火災予防意識の高揚を図ります。	婦人防火クラブでは10月にクラブ員の約70名に対し防災研修を実施。2月には防火教室・婦人防火クラブバレーボール大会を開催し、約80名が参加しました。幼年消防クラブでは10月に大牟田市幼年消防クラブ大会を開催。クラブ員約400名が体験型の防災活動や防火パレードを実施しました。その他にも性別・年齢問わず、親子防災教室や出前講座を実施し、火災予防の啓発活動を行いました。	a	41	消防本部 予防課
50	女性の視点やニーズを踏まえた避難所運営	災害発生時の男女で受ける影響の違いに配慮するとともに、避難所の運営体制への女性の参画など、女性の視点やニーズを踏まえた避難所運営に取り組みます。	避難所運営体制への女性参画を促すとともに各避難所における衛生用品や生理用品の充実、夜間や人気の少ない場所での安全対策として貸し出し用防犯ブザーを配備しました。	b	41	防災危機 管理室

### 目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

#### 【施策の方向】 1. 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進

##### (1) 性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
51	市職員への研修の充実	性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消し、人権を尊重しながら行政施策の推進を図るため、職場研修等を通じて職員への意識啓発を行います。	研修を通じて職員の意識啓発を行いました。 (研修受講者数:集合研修 1,335名、新規採用職員研修(派遣) 26名、新任主査研修(派遣)26名、人権・同和問題研修会(派遣)1名)	a	45	人事課
52	行政情報における意識啓発	「広報おおむた」や報道発表書、広告モニター、FMたんと、フェイスブックなど、広く行政情報を発信しているツールにおいて、各課からの原稿の内容について人権問題や男女共同参画の視点で担当課と連携してチェックを行い、適切な表現に努めます。また、広報おおむた等で人権問題や男女共同参画に関する意識啓発を行う機会を提供していきます。	各種情報発信ツールに関して、各課からの原稿、写真等が人権問題や男女共同参画の視点に配慮されているかチェックし、適切でない表現などがあった場合は是正しました。また、関係課と連携を図り、広報おおむた等で人権問題や男女共同参画に関する意識啓発のための情報発信を行いました。	b	45	広報課
53	固定的役割分担にとらわれない意識の啓発	性別による固定的な役割分担意識にとらわれない、制度や慣行についての見直しを促進するため啓発を行います。	男女共同参画週間(毎年6月23日～29日)に合わせて、広報おおむた(6月15日号)、ホームページ等を活用し啓発を行いました。また、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)についての講演会(2月18日)を開催し、自身の思い込みを知る・自覚する・コントロールすることについて学習しました。	a	45	人権・同和・男女共同参画課

(2) 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
54	男女共同参画の周知・啓発の推進	男女共同参画について理解の促進や、意識を醸成するため、講演会等の開催や「男女共同参画週間」等の機会に広く市民に向けて周知・啓発を行います。また、男女共同参画センター情報誌「レインボー」を発行します。	男女共同参画推進事業の取組みとして、男女共同参画パネル展やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)についての講演会を開催しました。また、国が定めた「男女共同参画週間」や福岡県の「男女共同参画の日」に合わせて、男女共同参画に関する記事などを広報おおむたやホームページへ掲載し周知・啓発に取り組みました。3月には、令和5年度に男女共同参画センターが実施した事業などを掲載した情報誌「レインボー」を発行しました。	a	46	人権・同和・男女共同参画課
55	男女共同参画に関する社会教育関係職員研修の実施	社会教育関係職員が参加する各種研修等において男女共同参画に特化した研修を実施し、職員の意識の醸成を図ります。	5月17日の新任市民協働部職員社会教育関係研修会において、16人の受講者に対し、「人権・男女共同参画について」というテーマで人権・同和・男女共同参画課長に50分間の講習を行っていただきました。	b	46	生涯学習課
56	家庭教育支援講座の実施	各小学校の入学説明会の機会に実施する就学前子育て講座や、成長過程に応じた子育て支援講座等を実施し、男女共同参画の視点に立った積極的な子育てへの参加を促進します。	就学前子育て講座を19小学校区19講座を実施しました。また、子どもの成長過程に応じた講座を各館1～2講座、計8講座を実施し目標に沿った事業展開となりました。	a	46	生涯学習課

【施策の方向】 2. 学校教育における男女共同参画の推進

(1) 学校教育における男女共同参画教育の推進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
57	学校教育全体を通じた指導等の充実	県教育委員会が作成した「男女共同参画教育の手引」等を活用して、教育指導計画を作成するとともに性的少数者の人権尊重の理解を促すなど、学校教育全体を通じて、児童・生徒一人ひとりの個性と能力を伸ばす男女共同参画教育の充実を図ります。	各学校において、教育指導計画の中に「男女共同参画教育」に関わる全体計画を策定し、性的少数者の人権尊重の理解を促すなどの児童生徒の発達段階に応じた指導を推進しています。特に、命の大切さや男女が協力することの意義、さらに、ネット・SNS等でのトラブル防止などについて指導しています。	a	48	学校教育課指導室
58	教職員の研修の充実	校長研修会や教頭研修会等を通じて、教職員の男女共同参画に関する理解の促進を図るために、研修の充実を進めます。教師用手引を積極的に活用します。	校長会と教頭会で、男女共同参画に関する研修を実施しました。また、各学校の校内研修において、県教委作成「男女共同参画教育・指導の手引(改訂版)」を活用するよう指導しました。その結果、全ての学校で県教委作成の指導の手引を活用した校内研修が行われました。	a	48	学校教育課指導室
59	男女共同参画の視点に立った学校内の慣行の見直し	児童生徒の名簿については、男女共同参画の趣旨を踏まえ、その目的・用途に応じて作成します。併せて、学校行事や役割分担等の慣行について、改善を図ります。	学校で使用する名簿については、出席簿、健康観察簿、学級名簿などがあります。男女共同参画の趣旨を踏まえ、目的・用途に応じて作成するとともに、慣行の改善を図るよう指導しました。その結果、現在、すべての学校で男女混合名簿を使用しています。	a	48	学校教育課指導室

## (2) キャリア教育の充実

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
60	キャリア教育の充実	キャリア教育の指導計画に基づき、個々の生き方、能力、適性を考え、主体的な進路の選択ができる進路指導の充実を図ります。	各学校で、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校の実態に応じたキャリア教育の実施計画を策定し、実施計画に基づき進路指導を実施するよう指導しました。その結果、全ての学校で主体的な進路の選択ができる進路指導が行われました。	a	48	学校教育課 指導室

## 【施策の方向】 3. SDGsの推進と国際交流の促進

## (1) SDGsの理解促進

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
61	SDGsに関する周知・啓発	男女共同参画についての周知・啓発において、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の理解促進を図ります。	男女共同参画推進事業の取組みとして、男女共同参画パネル展(7月6～12日イオンモール大牟田、7月13～19日ゆめタウン大牟田)やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)についての講演会(2月18日)を開催し、ジェンダー平等についての理解促進を図りました。また、男女共同参画週間にあわせて広報おおむた(6月15日号)、市ホームページを活用し、ジェンダー平等について啓発を行いました。	a	49	人権・同和・男女共同参画課

## (2) 国際交流の促進と在住外国人への支援

No.	推進項目	取組概要	令和5年度実績	取組評価	プラン参照頁	担当課
62	国際交流の促進	国際協力事業や友好姉妹都市交流事業などへの参加を促進し、海外の男女共同参画状況の理解を深めます。	平原小学校と友好都市学校である大同市第十八中学校との間で、それぞれ両市を紹介する動画の交換を行いました。	a	49	総合政策課
63	在住外国人への多言語情報の提供による支援	福岡県外国人相談センター等、関係機関と連携を図りながら、外国人相談窓口の紹介や情報提供等、必要な取組みを行います。	・市ホームページでの多言語による情報提供 ・外国語生活ガイドの紹介 ・県事業である外国人地域防災力強化事業を行いました。	a	49	総合政策課





## 第3章

### 成果指標の推進状況



プラン達成のための指標の推進状況【令和5年度】

目 標	施策の方向	具 体 的 施 策	推 進 項 目 No.	推 進 項 目	指 数 項 目	策 定 時 直 近 値 (R3年度)	R5年度 (A)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目 標 値 (R9年度) (B)	達 成 率 (A)/(B)	担 当 課
I	1	(2)	3	女性職員の登用推進	管理職(主幹級以上)に占める女性職員の割合 (大牟田市特定事業主行動計画)	12.0%	14.5 %	%	%	%	%	15.0 %	96.7%	人事課
I	1	(2)	3	女性職員の登用推進	監督職(主査・副主査級)に占める女性職員の割合 (大牟田市特定事業主行動計画)	27.7%	29.5 %	%	%	%	%	30.0 %	98.3%	人事課
I	2	(1)	12	市における男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進	男性職員の子育て目的の特別休暇の取得率 (大牟田市特定事業主行動計画)	80.7%	94.1 %	%	%	%	%	100.0 %	94.1%	人事課
I	2	(2)	14	仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進	教育・保育施設に入所できた児童の割合	100.0%	100.0 %	%	%	%	%	100.0 %	100.0%	子ども育成課
					学童保育所・クラブに入所できた児童の割合	99.3%	98.5 %	%	%	%	%	100.0 %	98.5%	子ども育成課
I	3	(1)	15	審議会等委員への女性の参画推進	女性委員の登用率	33.3%	35.2 %	%	%	%	%	40.0 %	88.0%	総合政策課 人権・同和・男女共同参画課
I	3	(1)	16	女性人材リストの充実・活用	登録者数	36人	32 人	人	人	人	人	50 人	64.0%	人権・同和・男女共同参画課
II	1	(4)	34	人権侵害防止のための啓発	社会全体の中で、「男女の地位が平等である」と回答した市民の割合	13.3%	11.4 %	%	%	%	%	25.0 %	45.6%	人権・同和・男女共同参画課
II	2	(2)	41	生活困窮者の自立に向けた各種生活支援	生活困窮者の相談窓口を知っている人の割合	45.3%	39.8 %	%	%	%	%	50.0 %	79.6%	福祉課(地域支援担当)
II	3	(1)	42	女性の健康力推進 (乳がん・子宮頸がん検診)	乳がん検診受診率 (国保被保険者で市の検診を受診した人の割合)	12.6%	12.3 %	%	%	%	%	全国平均以上	-	健康づくり課
					子宮頸がん検診受診率 (国保被保険者で市の検診を受診した人の割合)	10.1%	11.7 %	%	%	%	%	全国平均以上	-	健康づくり課
II	3	(1)	43	食育に関する実践力の向上 (食育普及啓発事業)	主食・主菜・副菜をそろえて1日2回以上毎日食べる市民の割合	42.9%	36.0 %	%	%	%	%	50.0 %	72.0%	健康づくり課
II	3	(2)	45	妊婦健康診査の推進	妊娠11週以内での妊娠の届出率	87.5%	81.9 %	%	%	%	%	93.0 %	88.1%	子ども家庭課
III	1	(1)	53	固定的役割分担にとらわれない意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」という考えについて「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と回答した市民の割合	65.0%	74.1 %	%	%	%	%	70.0 %	105.9%	人権・同和・男女共同参画課
III	1	(2)	56	家庭教育支援講座の実施	家庭教育支援事業(講座・講演会)の実施回数	5回	9 回	回	回	回	回	9 回	100.0%	生涯学習課
III	2	(1)	57	学校教育全体を通じた指導等の充実	児童生徒への性的少数者の人権に関する指導等の実施率	85.0%	100.0 %	%	%	%	%	100.0 %	100.0%	学校教育課指導室



# 大牟田市における政策・方針決定の場への女性の参画状況

## 1 審議会等への女性の登用状況

### (1) 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の状況

	委員会名	令和6年4月1日現在			令和5年4月1日現在		
		委員総数 (人)	うち女性委員 数(人)	女性委員 割合(%)	委員総数 (人)	うち女性委員 数(人)	女性委員 割合(%)
1	教育委員会	4	2	50.0	4	2	50.0
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	4	1	25.0
3	公平委員会	3	0	0.0	3	0	0.0
4	監査委員	2	0	0.0	2	0	0.0
5	農業委員会	9	3	33.3	8	2	25.0
6	固定資産評価審査委員会	9	1	11.1	9	1	11.1
計		31	7	22.6	30	6	20.0

### (2) 審議会、委員会等の状況

区 分	令和6年4月1日現在					令和5年4月1日現在				
	審議会等 数	うち女性委員の いる審議会等 数	委員 総数 (人)	うち女性委員 数 (人)	女性 の割 合 (%)	審議会等 数	うち女性委員の いる審議会等 数	委員 総数 (人)	うち女性委員 数 (人)	女性 の割 合 (%)
地方自治法第202条の3(法令・条例)に基づいて設置されている審議会等	48	43	491	173	35.2	49	44	501	170	33.9

※4次プランの指標と目標「女性委員の登用率」 目標値 40.0%(令和9年度)

## 2 市議会議員の状況

令和6年4月1日現在			令和5年4月1日現在		
議員数(人)	うち女性議員 数(人)	女性比率 (%)	議員数(人)	うち女性議員 数(人)	女性比率 (%)
23	6	26.1	24	6	25.0

### 3 市における職員の在職状況

#### (1) 市における職員の管理職等の在職状況

区分	令和6年4月1日現在			令和5年4月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 の数(人)	女性比 率(%)	総数 (人)	うち女性 の数(人)	女性比 率(%)
部長相当級	12	1	8.3	12	2	16.7
次長相当級	20	3	15.0	18	2	11.1
課長相当級	71	9	12.7	74	8	10.8
課長補佐相当級	21	5	23.8	24	4	16.7
管理職	124	18	14.5	128	16	12.5

※4次プランの指標と目標「管理職(主幹級以上)に占める女性職員の割合」目標値 15.0%(令和9年度)

係長相当級	234	69	29.5	220	65	29.5
-------	-----	----	------	-----	----	------

※4次プランの指標と目標「監督職(主査・副主査級)に占める女性職員の割合」目標値 30.0%(令和9年度)

#### (2) 市職員数の状況

区分	令和6年4月1日現在			令和5年4月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 の数(人)	女性比 率(%)	総数 (人)	うち女性 の数(人)	女性比 率(%)
職員数	873	285	32.6	858	275	32.1

### 4 地域における役職への女性の参画状況

区分	令和6年4月1日現在			令和5年4月1日現在		
	総数(人)	うち女性 の数(人)	女性比 率(%)	総数(人)	うち女性 の数(人)	女性比 率(%)
(1)小学校PTA会長	19	2	10.5	19	4	21.1
(2)中学校PTA会長	9	2	22.2	9	0	0.0
(3)町内公民館長	341	67	19.6	348	54	15.5
(4-1)校区町内公民館連協会長	6	0	0.0	6	0	0.0
(4-2)校区まちづくり協議会長	18	0	0.0	18	0	0.0
(5)民生委員・児童委員	276	186	67.4	274	185	67.5
(6)校区民生委員・児童委員協議会長	19	6	31.6	19	6	31.6
(7)校区社会福祉協議会長	19	3	15.8	19	4	21.1
(8)共同募金会市支会校区分会長	38	7	18.4	38	6	15.8
(9)少年センター校区指導員	48	14	29.2	48	14	29.2
(10)スポーツ推進委員	52	8	15.4	56	8	14.3
合計	845	295	34.9	854	281	32.9

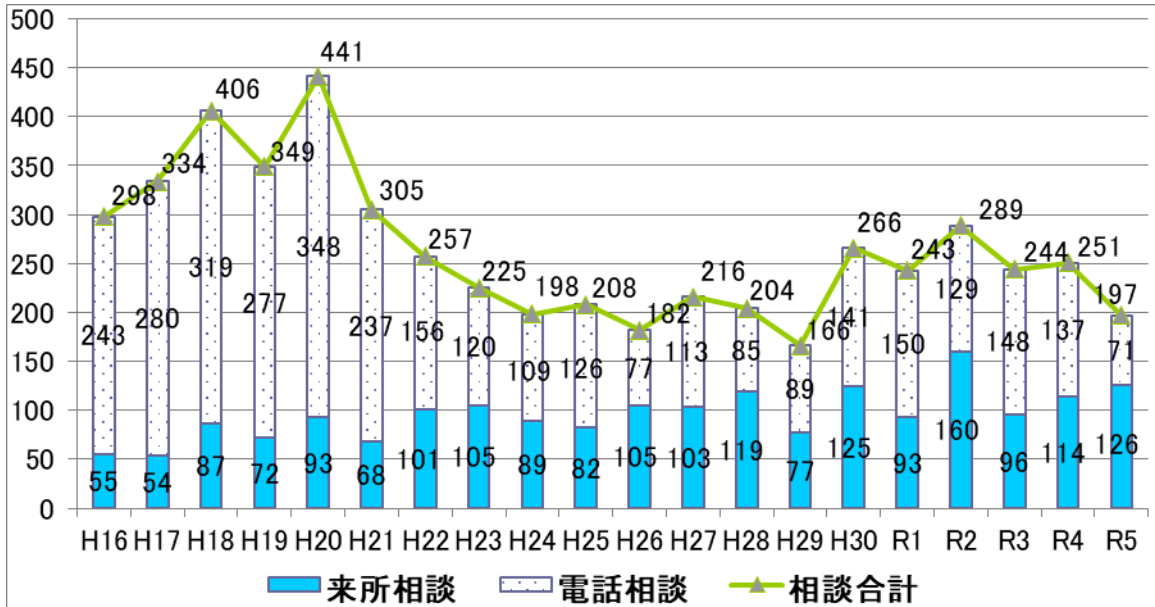
審議会等名	根拠法等	所管課	任 期		令和6年4月1日現在			令和5年4月1日現在			増 減		
			年 数	次の改選時期	委員総数(人)	女性の委員数(人)	女性の割合	委員総数(人)	女性の委員数(人)	女性の割合	委員総数(人)	女性の委員数(人)	女性の割合(P)
<b>防災危機管理室</b>													
大牟田市防災会議	・災害対策基本法 ・大牟田市防災会議条例	防災危機管理室	2	R6/5	-	-	-	34	7	20.6%	-34	-7	
大牟田市国民保護協議会	・大牟田市国民保護協議会条例	防災危機管理室	2	R6/5	35	8	22.9%	35	7	20.0%	0	1	
防災危機管理室 計					35	8	22.9%	69	14	20.3%	-34	-6	2.6
<b>企画総務部</b>													
大牟田市個人情報保護審議会	大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例	総務課	2	R7/4	5	3	60.0%	5	3	60.0%	0	0	
大牟田市情報公開審査会	大牟田市情報公開条例	総務課	2	R7/4	5	3	60.0%	5	3	60.0%	0	0	
大牟田市行政不服審査会	大牟田市行政不服審査会条例	総務課	2	R7/4	3	1	33.3%	3	1	33.3%	0	0	
大牟田市退職手当審査会	大牟田市職員退職手当条例	人事課	4	R7/6	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	
大牟田市公務災害補償等審査会	大牟田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	職員厚生課	3	R8/5	3	1	33.3%	3	1	33.3%	0	0	
大牟田市公務災害補償等認定委員会	大牟田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	職員厚生課	3	R8/5	5	3	60.0%	5	3	60.0%	0	0	
大牟田市文化財保護審議会	・大牟田市文化財保護条例 ・大牟田市文化財保護審議会規則	世界遺産・文化財室	2	R7/4	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	
大牟田市近代化遺産保存活用基金事業補助金審査会	大牟田市附属機関設置条例	世界遺産・文化財室	2	R7/1	5	0	0.0%	5	0	20.0%	0	0	
大牟田市入札監視委員会	大牟田市附属機関設置条例	契約検査室	2	R7/4	3	1	33.3%	3	1	20.0%	0	0	
大牟田市庁舎整備基本構想策定審議会	大牟田市附属機関設置条例	庁舎整備・組織改革推進室	1	-	10	4	40.0%	-	-	-	10	4	
企画総務部 計					47	17	36.2%	37	13	35.1%	10	4	1.0
<b>市民部</b>													
大牟田市国民健康保険運営協議会	・国民健康保険法 ・大牟田市国民健康保険条例	保険年金課	3	R7/1	13	5	38.5%	13	5	38.5%	0	0	
市民部 計					13	5	38.5%	13	5	38.5%	0	0	0.0
<b>市民協働部</b>													
大牟田市協働のまちづくり推進委員会	大牟田市協働のまちづくり推進条例 大牟田市附属機関設置条例	地域コミュニティ推進課	2	R6/11	11	4	36.4%	11	4	36.4%	0	0	
大牟田市わくわくシティ基金事業審査会	大牟田市わくわくシティ基金条例 大牟田市附属機関設置条例	生涯学習課	2	R5/11	10	3	30.0%	10	4	40.0%	0	-1	
大牟田市社会教育委員の会議	・社会教育法 ・大牟田市社会教育委員設置条例	生涯学習課	2	R6/7	13	5	38.5%	13	6	46.2%	0	-1	
大牟田市文化芸術振興審議会	大牟田市附属機関設置条例	生涯学習課	2	R5/12	-	-	-	10	5	50.0%	-10	-5	
大牟田市市民活動補助事業審査会	大牟田市附属機関設置条例	地域コミュニティ推進課	2	R5/5	4	2	50.0%	5	3	60.0%	-1	-1	
大牟田市人権教育・啓発基本計画審議会	大牟田市附属機関設置条例	人権・同和・男女共同参画課	2	R6/10	18	7	38.9%	14	5	35.7%	4	2	
大牟田市男女共同参画審議会	大牟田市男女共同参画推進条例	人権・同和・男女共同参画課	2	R5/5	10	7	70.0%	-	-	-	10	7	
大牟田市スポーツ推進審議会	・スポーツ基本法 ・大牟田市スポーツ推進審議会条例	スポーツ推進室	2	R5/11	-	-	-	17	5	29.4%	-17	-5	
大牟田市スポーツ功労表彰審査会	大牟田市附属機関設置条例	スポーツ推進室	2	R6/9	9	4	44.4%	9	4	44.4%	0	0	
市民協働部 計					75	32	42.7%	89	36	40.4%	-14	-4	2.2
<b>産業経済部</b>													
大牟田産業支援センター評議会	大牟田市エコサウンセンター条例	産業振興課	2	R5/6	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	0	
大牟田市企業立地促進特例措置評議会	大牟田市企業立地促進条例	産業振興課	2	-	-	-	-	5	2	40.0%	-5	-2	
大牟田市まちづくり基金事業審査委員会	大牟田市附属機関設置条例	産業振興課	2	R5/7	5	3	60.0%	5	3	60.0%	0	0	
産業経済部 計					10	5	50.0%	15	7	46.7%	-5	-2	3.3

審議会等名	根拠法等	所管課	任 期		令和6年4月1日現在			令和5年4月1日現在			増 減		
			年 数	次の改選時期	委員総数(人)	女性の委員数(人)	女性の割合	委員総数(人)	女性の委員数(人)	女性の割合	委員総数(人)	女性の委員数(人)	女性の割合(P)
<b>都市整備部</b>													
大牟田市都市計画審議会	・都市計画法 ・大牟田市都市計画審議会条例	都市計画・公園課	2	R7/1	20	4	20.0%	14	5	35.7%	6	-1	
大牟田市景観審議会	大牟田市景観条例	都市計画・公園課	2	R6/6	10	6	60.0%	10	6	60.0%	0	0	
大牟田市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	国県道路・地域交通対策課	2	R5/5	19	1	5.3%	20	1	5.0%	-1	0	
大牟田市営住宅審議委員会	大牟田市営住宅条例	建築住宅課	2	R6/3	10	5	50.0%	10	5	50.0%	0	0	
大牟田市建築審査会	・建築基準法 ・大牟田市建築審査会条例	建築住宅課	2	R5/6	7	2	28.6%	7	2	28.6%	0	0	
大牟田市空き地及び空家等対策審議会	・大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例	建築住宅課	2	R6/7	10	1	10.0%	10	1	10.0%	0	0	
<b>都市整備部 計</b>					<b>76</b>	<b>19</b>	<b>25.0%</b>	<b>71</b>	<b>20</b>	<b>28.2%</b>	<b>5</b>	<b>-1</b>	<b>-3.2</b>
<b>環境部</b>													
大牟田市環境審議会	・環境基本法 ・大牟田市環境審議会条例	環境総務課	2	R6/6	16	6	37.5%	17	7	41.2%	-1	-1	
<b>環境部 計</b>					<b>16</b>	<b>6</b>	<b>37.5%</b>	<b>17</b>	<b>7</b>	<b>41.2%</b>	<b>-1</b>	<b>-1</b>	<b>-3.7</b>
<b>保健福祉部</b>													
大牟田市社会福祉施設等評定委員会	大牟田市附属機関設置条例	保健福祉総務課	2	R6/10	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	
大牟田市保健福祉部指定管理者候補者及び学童クラブ運営業務委託者選定委員会	大牟田市附属機関設置条例	保健福祉総務課	2	R6/11	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	
大牟田市健康福祉推進会議	大牟田市健康福祉推進会議条例	福祉課 (総務企画)	3	R5/5	25	9	36.0%	-	-	-	25	9	
大牟田市民生委員推薦会	民生委員法	福祉課 (総務企画)	3	R7/11	12	4	33.3%	12	3	25.0%	0	1	
大牟田市介護認定審査会	介護保険法	福祉課 (介護保険)	2	R7/4	40	14	35.0%	40	13	32.5%	0	1	
大牟田市老人ホーム入所判定委員会	大牟田市附属機関設置条例	福祉課	2	R6/4	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	0	
大牟田市地域包括支援センター運営協議会	大牟田市附属機関設置条例	福祉課	3	R6/4	13	5	38.5%	13	6	46.2%	0	-1	
大牟田市養護児教育・保育等審査会	大牟田市附属機関設置条例	子ども育成課	2	R6/6	4	3	75.0%	4	3	75.0%	0	0	
大牟田市子ども・子育て会議	大牟田市子ども・子育て会議条例	子ども育成課	2	R6/7	14	9	64.3%	13	8	61.5%	1	1	
大牟田市障害支援区分認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	福祉課 (障害福祉)	3	R8/4	10	2	20.0%	10	2	20.0%	0	0	
大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護不服審査会	大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	保健福祉総務課	2	R6/4	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	
大牟田市公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律	保健衛生課	2	R6/9	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	
大牟田市公害健康被害補償診療報酬 審査委員会	大牟田市附属機関設置条例	保健衛生課	2	R6/9	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	
大牟田市予防接種健康被害調査委員会	大牟田市附属機関設置条例	保健衛生課	2	R7/4	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	
地方独立行政法人 大牟田市立病院評価委員会	地方独立行政法人 大牟田市立病院評価委員会条例	保健衛生課	2	R6/4	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	0	
<b>保健福祉部 計</b>					<b>160</b>	<b>53</b>	<b>33.1%</b>	<b>134</b>	<b>42</b>	<b>31.3%</b>	<b>26</b>	<b>11</b>	<b>1.8</b>
<b>企業局</b>													
大牟田市企業局上下水道事業運営審議会	大牟田市企業局附属機関設置条例	総務課	2	R5/8	6	3	50.0%	6	3	50.0%	0	0	
<b>企業局 計</b>					<b>6</b>	<b>3</b>	<b>50.0%</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>50.0%</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>
<b>教育委員会</b>													
大牟田市いじめ防止対策委員会	大牟田市いじめ防止対策委員会条例	学校教育課指導室	2	R6/6	9	3	33.3%	9	3	33.3%	0	0	
大牟田市就学支援委員会	大牟田市附属機関設置条例	学校教育課指導室	1	R5/6	23	12	52.2%	23	11	47.8%	0	1	
大牟田市立学校結核対策委員会	大牟田市附属機関設置条例	学務課	1	R5/6	8	4	50.0%	8	4	50.0%	0	0	
大牟田市立学校通学区域審議会	大牟田市附属機関設置条例	学校教育課	1	-	13	6	46.2%	10	5	50.0%	3	1	
<b>教育委員会 計</b>					<b>53</b>	<b>25</b>	<b>47.2%</b>	<b>50</b>	<b>23</b>	<b>46.0%</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1.2</b>
<b>総 計</b>					<b>491</b>	<b>173</b>	<b>35.2%</b>	<b>501</b>	<b>170</b>	<b>33.9%</b>	<b>-10</b>	<b>3</b>	<b>1.3</b>



## 大牟田市男女共同参画センター相談件数

### 相談件数年度別推移



### 令和5年度の相談件数と内訳(項目別)

	電話	来所	合計	R4年度
生活経済	12	19	31	19
家庭不和	17	20	37	67
離婚	11	44	55	42
男女関係	4	20	24	35
対人関係	11	13	24	43
子ども	3	5	8	26
就労	1	0	1	0
住宅	6	5	11	12
心身障害	1	0	1	3
健康・医療	5	0	5	1
その他	0	0	0	3
<b>計</b>	<b>71</b>	<b>126</b>	<b>197</b>	<b>251</b>
DV(再掲)	17	35	52	54

# 大牟田市男女共同参画推進条例（平成18年条例第42号）

可決 平成17年12月22日

公布 平成18年1月4日

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第19条）

第3章 苦情等の申出の処理（第20条—第30条）

第4章 大牟田市男女共同参画審議会（第31条）

第5章 雑則（第32条）

付則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取組みが、国際的な取組みと協調しつつ着実に進められてきた。本市においても、市民との連携の下、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取組みを行ってきた。

しかしながら、男女平等を実現するための法律や制度は次第に整備されてきたものの、社会の現状を見ると、まだまだ性別による差別的取扱いや政策及び方針の決定過程における男女の参画の格差など、様々な取り組むべき課題が残されており、真の男女平等の実現には、なお一層の努力を必要としている。

また、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、本市が将来に向かって、豊かで活力ある大牟田を形成していくためにも、男女が互いの身体的特質を理解した上で、人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、男女が共に生き生きと暮らせる地域社会をつくるため、市、市民及び事業者が、共通の理解の下、相互の連携協力により、男女共同参画社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

**第3条** 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

(市の責務)

**第4条** 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進のための取組みを積極的に行うとともに、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画推進施策を実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用する男女について、職業生活と家庭生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

**第7条** 教育に携わる者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

**第8条** 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反した性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、すべて暴力は人権を侵害する行為であることを認識し、配偶者等の男女間において相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画計画)

**第9条** 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために、男

女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映するために必要な措置を講じるとともに、第31条に規定する大牟田市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（施策の策定に当たっての配慮）

**第10条** 市は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（市民及び事業者の理解を深めるための市の措置）

**第11条** 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるよう、情報の提供、普及啓発その他必要な措置を講じるものとする。

2 市は、学校教育、社会教育等の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のために必要な措置を講じるものとする。

（家庭生活における活動と他の活動との両立への支援）

**第12条** 市は、家族を構成する男女が共に、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

（地域活動等における男女共同参画に対する支援）

**第13条** 市は、地域における団体等の活動において男女共同参画の推進が図られるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（市民及び事業者の活動に対する支援）

**第14条** 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（自営の分野における男女共同参画に対する支援）

**第15条** 市は、自営の農林水産業及び商工業の分野において、方針の立案及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（拠点の整備）

**第16条** 市は、男女共同参画推進施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の取組みを支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

（政策の立案及び決定過程への男女共同参画）

**第17条** 市は、政策の立案及び決定過程への男女共同参画を推進するため、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（調査研究）

**第18条** 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

（年次報告）

**第19条** 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 苦情等の申出の処理

（男女共同参画推進委員）

**第20条** 次条に規定する苦情及び救済の申出を適切かつ迅速に処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大牟田市男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は、3人以内とする。ただし、委員の数が2人以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

3 推進委員は、男女共同参画推進施策に関し優れた識見を有し、社会的信望が厚

い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

4 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員を兼ねることができない。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

**第21条** 市民及び事業者は、推進委員に対し、市が行う男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出を行うことができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害を受けたときは、救済の申出を行うことができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

**第22条** 前条の規定にかかわらず、苦情及び救済の申出が次の各号に掲げる事項に係るものである場合は、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理が継続中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 国会又は地方公共団体の議会に対して請願が行われている事項

(5) 推進委員が行った苦情及び救済の申出の処理に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、推進委員が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 推進委員は、苦情又は救済の申出が第1項及び前項本文の規定に該当する場合は、理由を付した書面により、遅滞なくその旨を当該申出を行った者に対し、通知しなければならない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

**第23条** 推進委員は、市に係る苦情の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告(以下「是正勧告」という。)を行うことができる。

2 推進委員は、市に係る救済の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市の機関に対し、是正勧告を行うことができる。

(救済の申出の処理)

**第24条** 推進委員は、第21条第2項に規定する救済の申出(前条の規定により処理するものを除く。)があったときは、関係者の協力を得た上で必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該関係者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に対し、改善のための要請を行うよう求めることができる。

(市長の要請)

**第25条** 市長は、前条の求めがあったときは、関係者に対し、改善のための要請を行うことができる。

(調査への協力)

**第26条** 市は、推進委員が第23条に規定する調査を行う場合は、その調査に協

力しなければならない。

- 2 市民及び事業者は、推進委員が第24条に規定する調査を行う場合は、その調査に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

**第27条** 推進委員は、公平かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

- 2 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、推進委員の合議を要する。

(1) 第22条第1項第6号の規定により調査することが適当でないとする場合

(2) 第22条第2項ただし書の規定により正当な理由があると認める場合

(3) 第23条第1項及び第2項の規定により是正勧告を行う場合

(4) 第24条の規定により改善の要請を求める場合

(5) その他苦情及び救済の申出の処理に関し重要な事項について判断する場合

(解職)

**第28条** 市長は、推進委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他推進委員として著しく不適切な言動があると認められる場合は、解職することができる。

(守秘義務)

**第29条** 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係機関等との連携)

**第30条** 推進委員は、その職務を行うに当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 大牟田市男女共同参画審議会

(大牟田市男女共同参画審議会)

**第31条** 次の各号に掲げる事務を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、大牟田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べること。

(3) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。

2 審議会は、委員20人以内で構成し、市長が委嘱する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(補則)

**第32条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 用語解説

※50 音順

用語	解説
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み） (P5・20・21・22)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
ESD (P3)	持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）のこと。
SDGs（持続可能な開発目標） (P2・3・5・22)	平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
エンパワーメント (P5・11)	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
家族経営協定 (P9)	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全体が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
キャリア教育 (P5・22)	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育のこと。 自分が自分として生きるために、「学び続けたい」「働き続けたい」と強く願い、それを実現させていく姿がキャリア教育の目指す子ども・若者の姿である。
固定的性別役割分担意識 (P2)	性別ではなく個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー (gender) (P3・22)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

用 語	解 説
女性活躍推進法 (P3・4)	働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取組みを自ら実施することを促すための枠組みについて定めた法律。
性的少数者 (セクシュアル マイノリティ) (P16・21)	「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人など、典型的ではない性的指向（どの性別を性愛の対象者とするか）や性自認（自分の性別をどう認識するか）を持つ人々を総称する。
男女共同参画社会 (P1・29・30・31)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。 (男女共同参画社会基本法 第2条)
デートDV (P13・18)	交際相手からの暴力被害のことをいう。中学生や高校生など年齢の低い層でも恋人同士の間で暴力は起こっている。
DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律） (P3・4)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文となっている。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） (P4・10)	仕事と家庭生活や地域生活、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組のこと。また、それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことも含む。



## 大牟田市及び国内外の主な動き

年	世 界	国・福岡県	大牟田市
1975年 (昭50)	国際婦人年(目標・平等・開発・平和) 「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコ) (「世界行動計画」採択)	(国) 総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭51)	「国連婦人の10年」始まる (1985年まで)		
1977年 (昭52)		(国) 「国内行動計画」策定 (国) 「国立婦人教育会館」設置 (国) 「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年 (昭53)		(県) 「婦人関係行政推進会議」設置 (県) 「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭54)	第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	(県) 「婦人対策室」設置	
1980年 (昭55)	「国連婦人の10年」中間年 世界会議開催(コペンハーゲン) (「女性差別撤廃条約」署名式)	(国) 「女子差別撤廃条約」署名 (県) 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 (県) 「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭56)	「女子差別撤廃条約」発効	(国) 「国内行動計画後期重点目標」発表	第1回「婦人問題を考える大牟田のつどい」開催
1982年 (昭57)		(国) 女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備 (県) 「福岡県行動計画」改訂 (県) 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出	「婦人担当」を教育委員会社会教育課に設置
1983年 (昭58)	「国連婦人の年10年」1985年世界会議準備委員会		
1984年 (昭59)		(国) 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(昭60年施行)	
1985年 (昭60)	「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ) (「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のため将来戦略」採択)	(国) 「男女雇用機会均等法」公布 (国) 「女子差別撤廃条約」批准・発効 (県) 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	「婦人問題懇話会」設置 「婦人問題関係行政連絡会」設置
1986年 (昭61)		(国) 「男女雇用機会均等法」施行 (県) 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 (県) 第2次福岡県行動計画策定	

年	世界	国・福岡県	大牟田市
1987年 (昭62)		(国)「新国内行動計画」策定 (県) 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	婦人問題懇話会「婦人問題に関する報告と提言」提出 「婦人問題推進委員会(第1期)」設置
1988年 (昭63)		(国)「改正労働基準法」施行	「婦人問題に関する調査報告書」作成
1989年 (平元)		(国) 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平2)	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「女性問題解決をめざして大牟田市行動計画」策定(3月) 「婦人問題推進委員会(第2期)」設置 「社会福祉部女性少年課」設置
1991年 (平3)		(国)「新国内行動計画」第1次改定策定 (国)「育児休業法」公布 (県) 婦人問題懇話会提言提出 (県)「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」が「女性政策課」へ名称変更	「女性問題を考える大牟田のつどい」 「女性問題推進協議会」設置
1992年 (平4)		(国)「育児休業法」施行	「女性センター」設置(4月) 婦人問題推進委員会「女性問題解決のための提言」提出
1993年 (平5)	世界人権会議(ウーン)第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		「女性問題推進委員会(第3期)」設置(旧婦人問題推進委員会)
1994年 (平6)	国際人口・開発会議(カロ)	(国) 総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置	「女性問題を考える大牟田のつどい」記念事業「女性フェスティバル・おおむた」県と共催
1995年 (平7)	世界女性会議(北京)	(国)「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) (県) 女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」	女性問題推進委員会「女性問題解決のための提言」提出 女と男、ともに語ろう大牟田のつどい(名称変更)
1996年 (平8)		(国)「男女共同参画ビジョン」答申 (国)「男女共同参画2000年プラン」策定 (県)「第3次福岡県行動計画」策定 (県)「福岡県女性総合センター『愛称あすばる』」開館	「大牟田市行動計画(改訂)」策定(3月) 「男女共同参画社会推進委員会(第4期)」設置(旧女性問題推進委員会) 「男女共同参画社会推進会議」設置(旧女性問題推進協議会)
1997年 (平9)		(国)「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」に決定 (国)「男女雇用機会均等法」改正	

年	世界	国・福岡県	大牟田市
1998年 (平10)		(県)初の女性副知事誕生	「男女共同参画社会推進委員会」報告書提出 女性少年課が社会福祉部から市民部へ移管
1999年 (平11)		(国)「改正男女雇用機会均等法」施行 (国)「育児・介護休業法」全面施行 (国)「男女共同参画社会基本法」公布・施行 (県)「女性副知事サミット」開催	第20回女と男、ともに語ろう大牟田のつどい(つどい20周年)
2000年 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	(国)「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 (国)「男女共同参画基本計画」策定 (県)「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置	
2001年 (平13)		(国)内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」「男女共同参画局」設置 (国)「国立婦人教育会館『ヌエック』」が国立女性教育会館『ヌエック』へ (国)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)公布・一部施行 (県)「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 (県)「女性行政推進会議」が男女共同参画行政推進会議へ名称変更 (県)「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 (県)「福岡県男女共同参画推進条例」公布・施行	「男女共同参画社会推進委員会(第5期)」設置
2002年 (平14)		(国)「DV防止法」全面施行 (県)「福岡県男女共同参画審議会」設置 (県)「福岡県男女共同参画計画」策定	男女共同参画社会推進委員会「大牟田市の男女共同参画計画のあり方について」提言(10月)
2003年 (平15)		(国)「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行 (県)「福岡県女性総合センター『あすばる』」を「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」へ名称変更	おおむた男女共同参画プラン策定(3月)
2004年 (平16)		(国)「DV防止法」第1次改正(定義の拡大など) (国)「改正DV防止法」施行 (国)「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	男女共同参画推進本部設置(9月) 「男女共同参画社会推進委員会(第6期)」設置(6月)

年	世界	国・福岡県	大牟田市
2005年 (平 17)	北京+10(第49回国連婦人の地位委員会) (ニユ-ヨ-ク)	(国)「次世代育成支援対策推進法」全面施行 (国)「改正育児・介護休業法」施行 (国)「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	男女共同参画社会推進委員会「市の男女共同参画推進に関する条例に盛り込む基本的事項について」提言(2月) 「男女共同参画推進室」を市民部に新設(8月) 12月議会において大牟田市男女共同参画推進条例が全会賛成により可決(平成18年1月4日公布)
2006年 (平 18)		(国)「雇用機会均等法」改正 (県)「第2次男女共同参画基本計画」策定 (県)「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	大牟田市男女共同参画推進条例の施行(4月) 男女共同参画推進委員の委嘱(4月) 第1期男女共同参画審議会発足(9月) 「男女共同参画推進室」を市民部から企画総務部に移管(12月)
2007年 (平 19)		(国)「改正男女雇用機会均等法」施行 (国)「DV防止法」第2次改正(保護命令の拡充、市町村についての規定強化など)	男女共同参画審議会答申「審議会等における女性委員登用の推進策について」(5月)
2008年 (平 20)		(国)「改正DV防止法」施行	「審議会等の設置運営及び公開に関する要綱」の施行(4月) おおむた男女共同参画プラン(改訂版)策定(3月) 第2期男女共同参画審議会発足(9月) 「審議会等の女性委員の登用アップキャンペーン」の実施(10月)
2009年 (平 21)		(国)「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付けなど) (国)女性差別撤廃委員会の最終見解公表	女性人材リスト及びブラネットおおむたの登録者の募集開始(2月)
2010年 (平 22)	北京+15(第54回国連婦人の地位委員会) (ニユ-ヨ-ク)	(国)「改正育児・介護休業法」施行 (国)「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	まちづくりアンケートの実施(7月) 市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施(12月)
2011年 (平 23)		(県)「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 (県)「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	第3期男女共同参画審議会発足(3月) 「男女共同参画推進室」を企画総務部から市民部市民協働推進室に移管(4月)

年	世界	国・福岡県	大牟田市
2012年 (平24)		(国)「改正育児・介護休業法」全面施行 (100人以下事業主適用)	機構改革により「男女共同参画推進室」を「人権・同和・男女共同参画課」に課名変更(4月) 市内事業者への男女共同参画に関する意識調査の実施(8月)
2013年 (平25)		(国)「DV防止法」第3次改正(準用による適用対象範囲の拡大など) (国)「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(婦人相談所等による支援を明記) (国)「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行	第2次おおむた男女共同参画プラン策定(3月) 第4期男女共同参画審議会発足(4月)
2014年 (平26)		(国)「改正DV防止法」施行	
2015年 (平27)	北京+20(第59回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行 (国)「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	第5期男女共同参画審議会発足(4月)
2016年 (平28)		(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 (国)「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(職務関係者による配慮等) (県)「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 (県)「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 (県)「女性活躍推進室」設置 (県)「福岡県女性の活躍応援協議会」設立	男女共同参画に関する市民意識及び事業所調査の実施(9月) 男女共同参画に関する市職員の意識調査の実施(10月)
2017年 (平29)		(国)「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行 (国)「改正育児・介護休業法」施行	第6期男女共同参画審議会発足(4月)
2018年 (平30)		(国)「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	第3次おおむた男女共同参画プラン策定(3月)

年	世界	国・福岡県	大牟田市
2019年 (令元)		(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 (国)「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」の改正(ハラスメント対策の強化) (国)「DV防止法」改正(DV対応と児童虐待対応との連携の強化など) (県)「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」交付・一部施行	「女性センター」を「男女共同参画センター」へ名称変更(4月) 第7期男女共同参画審議会発足(4月)
2020年 (令2)	北京+25(第64回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「改正DV防止法」施行 (国)「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」「改正労働施策総合推進法」の施行 (国)「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定	
2021年 (令3)		(国)「ストーカー行為等の規制に関する法律」改正(規制対象行為の拡大等) (国)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 (国)「育児・介護休業法」の改正(男性育休の取得促進) (国)「改正ストーカー等の規制等に関する法律」全面施行 (県)「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 (県)「第5次福岡県男女共同参画計画」策定	初の女性副市長誕生(4月) 初の女性教育長誕生(4月) 第8期男女共同参画審議会発足(4月) 男女共同参画に関する市民意識及び事業所調査の実施(9月) 男女共同参画に関する市職員の意識調査の実施(10月)
2022年 (令4)		(国)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令6年施行) (国)「AV出演被害防止・救済法」公布・施行 (国)改正「育児・介護休業法」の施行	
2023年 (令5)			第4次おおむた男女共同参画プラン策定(3月) 第9期男女共同参画審議会発足(4月)

第4次おおむた男女共同参画プラン  
事業実績報告書【令和5年度】

(発行) 大牟田市市民協働部  
人権・同和・男女共同参画課  
〒836-0862 大牟田市原山町 13-3  
電話 0944-41-2611